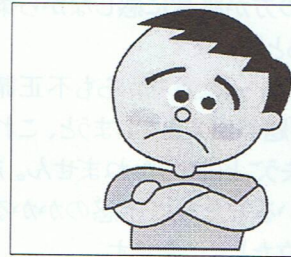


介護予防における柔道整復師・ 鍼灸師の役割 ④



介護予防事業(特定・一般高齢者施策)は予算削減

来年度予算請求のムダを削る目的で実施される内閣府の行政刷新会議(議長=鳩山由紀夫内閣総理大臣)の事業仕分けが11月11日より行われました。狙上に上った対象事業は計477で介護予防分野では有効性が曖昧として、介護保険外の予防事業などが対象となりました。具体的には①介護予防事業の地域支援事業の一部、②介護サービス適正実施指導事業、③介護支援専門員資質向上事業が対象に挙がりました。介護予防事業の特定・一般高齢者施策では、来年度の概算要求では、介護保険の中の地域支援事業交付金から支出されている国の負担分の4分の1として約200億円を要求しています。昨年度、厚生労働省の介護予防継続的評価分析等検討会がまとめられました。1,000人を1年間追跡した結果、要支援1相当の予防給付は予防効果が認められたのですが特定高齢者(要支援、要介護状態となるおそれの高い高齢者)施策は統計学的に有意差が出ませんでした。このため、「効果が明確でない」との理由で特定高齢者施策が削減の対象になりました。とくに高齢者の筋力トレーニングは、どれだけ介護予防に役立ち、介護保険の負担を抑制したかに質問が集中しました。事業開始から4年がたったが、厚労省側は「データがようやく出始めたところ」としか答えませんでした。これらのことから介護予防事業の実績を示すデータが不十分と判断されました。「これまでの仕分け事業の中でも最低」と仕分け人が声を荒げる場面もあり、結局、「見直し」と結論づけました。予算の削減額については「説明が不十分で判定不能」と保留されました。仕分け人は、エビデンスに基づく評価が必要とし、厚労省に猛省を求めました。(シルバー新報を一部参照)

一般・特定高齢者施策は、一連の介護予防シ

ステムとして機能していません。地域支援事業には介護予防事業と包括的支援事業の2事業があります。介護予防事業には一般・特定高齢者施策があり、①特定高齢者把握事業②通所型介護予防事業③訪問型介護予防事業に分けられます。介護予防事業に介護保険給付費の3%が使われており、国の負担率は25%です。そのうちの約半分は特定高齢者把握事業に使われます。特定高齢者把握事業とは、特定高齢者の把握のため、基本チェックリストや診療所などでの特定健診・後期高齢者健診時の生活機能評価です。ほとんどが開業医の生活機能検診への手数料などで使われます。特定高齢者施策は、生活機能検診を受けて医師によって特定高齢者と決定されなければ、介護予防事業に参加できないという、非常に不便な制度なのです。特定高齢者施策を全面的に見直さないと一連の介護予防システムは機能しないでしょう。

今回の仕分けによって特定高齢者施策は、来年度から予算が削減されます。ここで柔道整復師会、鍼灸師会の介護予防事業を国民にアピールして、エビデンスを示せば、あるいは風向きが変わるかもしれません。「ピンチはある意味でチャンスでもある」。先日、日本柔道整復接骨医学会で、社団介護対策班の研究発表があり、筆者が質問したときの介護対策班の先生の言葉です。きっと柔道整復師会、鍼灸師会業界の歴史は、このような試練を乗り越えて築き上げて来たのでしょうか。ピンチをチャンスに変えるにはどうすればよいのか、社団の新たな戦略が必要になります。

柔道整復師・鍼灸師がデイサービスに変革を起こそう！

一般、特定高齢者事業は行政が行う事業なので削減や廃止になりやすいのですが、介護保険事業は民間の事業者が参入しているので、見直しの対象にはならないでしょう。むしろ、民主党は